

仙台市外国人材宿舍借り上げ補助金に係る主な質問と回答

	質問	回答
1	どのような場合、補助対象となるのか。	仙台市内で介護サービス事業所を運営する事業者が、雇用する外国人材を事業者が借り上げた市内の宿舎に入居される場合に、宿舎借り上げに係る費用を補助します。
2	補助対象となる経費は何か。	家賃、共益費、管理費が対象となります。 共益費、管理費に水光熱費やインターネット接続料が含まれている場合はその額を除きます。 (費用を分けることが難しい場合には、管理費として申請して構いません)
3	事業者が宿舎を借り上げたら、補助対象となるのか。	借り上げただけでは補助対象となりません。外国人材が入居している期間が補助対象です。なお、外国人材の入居日は住民票で確認します。
4	事業者が、雇用する外国人材に対し住居手当等を支給している場合、本補助金の対象となるか。	本補助金は、事業者が雇用する外国人材のために宿舎を借り上げる費用について補助するものです。住居手当等の支給分について補助するものではないため、対象外です。
5	外国人材本人が、家賃の一部を負担している場合は対象となるか。	対象となりますが、事業者の支出額から本人負担分を除いた金額が補助対象です。
6	過去に支払った賃借料等は対象になるのか。	原則として申請のあった月から対象となります。
7	4月1日付で勤務を開始する外国人材で、3月中に入居した場合、補助の対象となるか。	3月中は勤務を開始していないため、3月分の家賃等は対象とならず、4月以降が対象となります。
8	法人や施設ごとに申請できる件数の上限はあるか。	一法人当たり、一会計年度につき三部屋を上限とします。
9	補助金の支払い時期は。	補助金の支払いは、事業完了後(雇用・入居が年度末まで継続している場合は年度末をもって事業完了とします。)7日以内に実績報告書を提出いただき、補助金の額を確定した後にいきます。
10	外国人材の入居日や退去日が月の途中だった場合、その月の補助対象経費はどうなるか。	月の初日から末日まで要件を満たしている場合に対象となります。 入居日が月の途中:入居日の属する月の翌月から対象とする 退去日が月の途中:退去日の属する月の前月までを対象とする 月の初日に入居:入居した月の初日から7日以内に交付申請を提出いただいた場合、当月から対象とする ※7日以内の申請が難しい場合等は、個別にご相談ください。
11	補助金の申請はいつまでに行えばよいか。	要件を満たした場合、申請があった月から対象となります。 令和6年6月1日から勤務開始・入居済みの場合、6月の初日から7日以内に申請を行えば対象となります。 ただし、当月の家賃支払いまでに交付決定を受ける必要がありますので、支払日まで間がない等の場合には個別にご相談ください。
12	補助を利用している対象外国人材が、同一事業者が運営する他施設に異動した場合はどうなるのか。	移動先が市内の事業所であれば、変更申請を行ったうえで補助を継続できます。
13	外国人材以外の職員は対象とならないのか。	本補助金では、要綱第2条に定める外国人材を補助の対象としています。
14	仙台市内にある宿舎に居住している外国人材が、市外の介護事業所に勤務している場合は、対象になるのか。	対象となりません。

仙台市外国人材宿舍借り上げ補助金に係る主な質問と回答

	質問	回答
15	仙台市外にある介護事業所に勤務している外国人材と市内にある事業所に勤務している外国人材が同じ部屋で暮らしている場合はどうなるか。	本補助金の対象となる外国人材と、対象とならない者が一つの宿舍で暮らしている場合には、借り上げに要する費用を対象者の人数で案分した額を補助対象経費とします。 例)家賃等が60,000円の宿舍に外国人材1名と日本人の介護職員1名と一緒に暮らしている。(合計2名が補助対象宿舍に住んでおり、そのうち1名が補助対象) $60,000円 \times 1/2 = 30,000円 \Rightarrow 30,000円$ を家賃等として補助金額を計算 $30,000円 \times 1/2 = 15,000円$ (ひと月当たりの補助金額)
16	要件に合致する外国人材が複数名で同じ部屋で暮らしている場合はどうなるか。	要綱第7条より、複数名で居住する場合でも、一部屋とみなします。(対象外となる人が居住する場合には、14のように案分して補助対象経費を算出します。)
17	同居の親族等がいる場合も対象となるのか。	対象となります。ただし、同居の親族が勤務先から住居手当等を支給されている場合は対象となりません。
18	産休中や育休中の外国人材は対象となるか。	雇用と当該宿舍への入居が継続されていれば、対象となります。
19	休職中の外国人材は対象となるか。	雇用と当該宿舍への入居が継続されていれば、対象となります。
20	令和5年4月1日に事業者には雇用され、仙台市外の施設で勤務していた保育士が、令和6年4月1日から同一事業者が運営する仙台市内の施設に異動した場合、令和5年度から対象となるか。	令和6年度から補助の対象となりますが、補助対象期間は雇用された令和5年度から起算しますので、最長で令和8年3月末までとなります。
21	仙台市外に職員用の宿舍がある場合、対象になるのか。	仙台市内の物件が補助対象のため、対象にはなりません。
22	家賃が5万円を超える物件を借り上げた場合どうなるか。	5万円以上の物件を借り上げた場合も対象となりますが、補助金額の算定上は、5万円を上限として計算し、補助します。
23	外国人材が個人で契約していた物件を、事業者の契約に変更しても対象になるか。	最初から事業者が借りるのが原則ですが、契約を事業者に変更した場合についても対象とします。その場合、補助対象となるのは事業者の契約となった日からとなります。
24	シェアハウスなど複数人で居住していた場合、補助はどのようになるのか。	居住している人数と補助対象となる外国人材の人数の比率によって補助対象経費を算定します。 例1)家賃50,000円、4名入居うち対象者3名: $50,000円 \times 3/4 = 37,500円$ (補助対象経費) $37,500 \times 1/2 = 18,750円$ (補助金の額) 例2)家賃80,000円、4名入居うち対象者3名: $80,000円 \times 3/4 = 60,000円$ (補助対象経費) $60,000 \times 1/2 = 30,000円 \Rightarrow$ 上限額の25,000円(補助金の額)
25	申請は誰が行うのか。	申請者は、外国人材が勤務する事業所を運営する法人となります。
26	補助金交付までの事務手続きはどうなるか。	基本的な流れは以下の通りです。 ①補助申請 ②補助交付決定(都度変更申請→変更承認) ③実績報告 ④補助金額確定 ⑤支払請求 ⑥補助金交付

仙台市外国人材宿舎借り上げ補助金に係る主な質問と回答

	質問	回答
27	住民票はコピーでもよいのか。また、いつ時点のものを提出するのか。	コピーの提出でも可となります。 住民票は、対象宿舎に居住していることを証明するものです。 申請時は対象宿舎に居住した後に発行されたもの、実績報告時はその年度の補助対象期間が終了した後に発行されたものが必要です。 (次年度も継続して補助を受ける場合であっても、毎年度、居住していることを申請時と実績報告時に証明する必要があります。)
28	年度途中で外国人材が退職した、または宿舎を出ることになった場合はどうなるのか。	退職または宿舎を退去した時点で変更または廃止の手続きが必要です。詳しくは、お問い合わせください。
29	補助金は四半期ごとなど分割して交付してもらうことは可能か。	分割しての交付はできません。
30	実績報告書に添付する書類で、実施事業者が毎月支払ったことがわかる資料とはどのようなものか。	借り上げ宿舎に係る家賃等を、不動産賃貸契約書に記載されている貸主または振込口座へ支払われているかを確認するためのものです。具体的には下記の通りです。 1 事業者名義の通帳の写し(引き落とし先として貸主の記載があるもの) 2 支払い済みの領収書の写し(貸出人名義の領収書) 3 振込明細書の写し
31	宿舎の賃貸契約期間が年度途中までとなっている場合、補助の対象となる期間はいつまでか。	契約期間が年度途中までの場合でも、申請時点で契約を更新する予定であれば、契約更新見込として3月31日まで補助対象期間として申請が可能です。ただし、以下の点にご注意ください。 ・実績報告書の提出時には、更新した契約書一式の提出が必要です。 ・更新しなかった場合には、すみやかに変更申請を行ってください。
32	法人の会計として本補助金はどのような扱いになるか。	税理士等にご相談ください。
33	宿舎を貸すという現物給付になるが、本来は、本人が家賃を支出しなければならないところ、支出がないという点について、所得税の関係はどうなるのか。	最寄りの税務署にお問い合わせください。